

# 介護保険だより

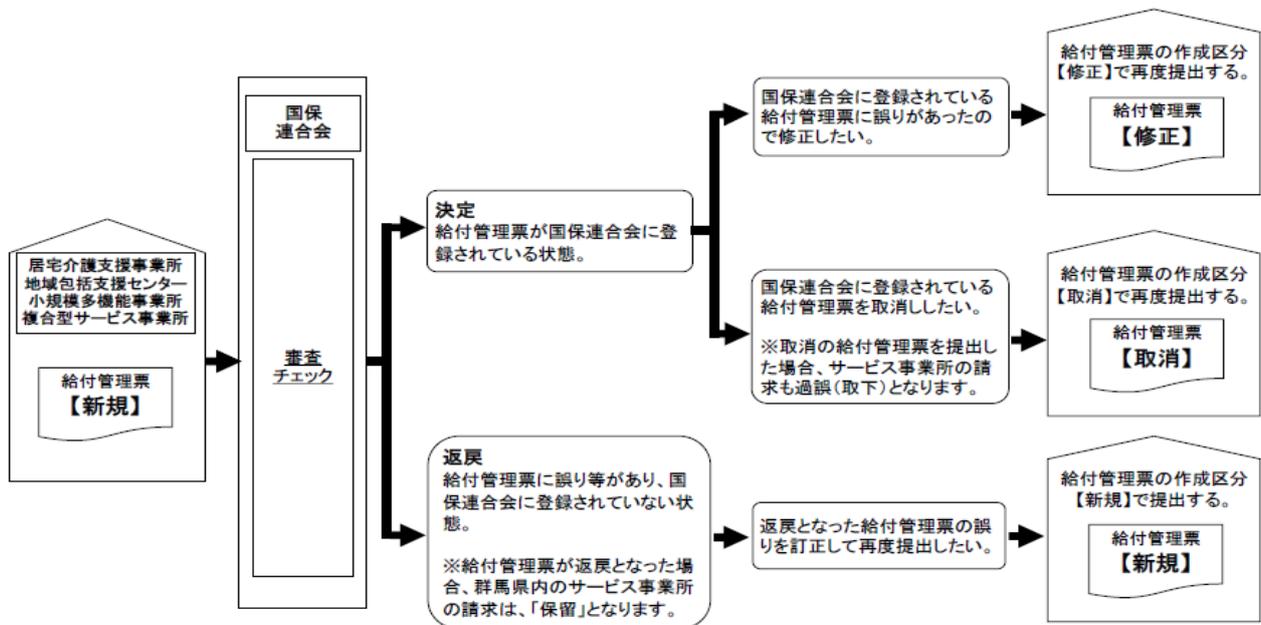
令和元年 10 月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 給付管理票「新規」「修正」「取消」について

給付管理票の処理方法についての問い合わせが増えていきます。

給付管理票の作成区分には「新規」「修正」「取消」の 3 つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。



\* 給付管理票は、サービス事業所の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないようご注意ください、提出をお願いします。

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に出てくる「査定でエラーのあるもの」について

本件については、以前にも介護保険だよりに掲載し、お知らせしましたが、依然問い合わせが多い状態です。以下の内容について、必ずご確認ください問い合わせの減少にご協力ください。

## 1 表示について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」には、以下のとおり表示されます。

### 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	令和1年10月審査分				令和1年10月31日			
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所					1 頁			
						群馬県国民健康保険団体連合会			
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
109999 〇〇市	1111111111 介護 太郎	請	R1.9	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

## 2 エラーとなる原因

支給限度額管理の結果、サービス事業所からの請求単位数が、居宅支援事業所から提出された給付管理票に記載されている計画単位数を超過していた場合、査定（給付管理票の計画単位数を基準にしてサービス事業所の請求が減額されること）となりますが、返戻となるケースもあります。

## 3 返戻が発生するケース

査定後の再計算の過程で、支給限度額管理対象外（サービス提供体制強化加算等）であるサービスが存在する請求である場合、システムでは判断できない部分があり、査定額を計算できないため、返戻となります。

## 4 サービス事業所の対応方法

給付計画単位数を居宅支援事業所に確認してください。

### （1）サービス事業所の請求が正しい場合

- ①居宅支援事業所に、給付管理票の修正を依頼してください。
- ②請求明細書を再提出してください。

### （2）居宅支援事業所の給付管理票が正しい場合

- ①請求明細書の請求単位数等を直して、再提出してください。

#### 問い合わせ先

インターネット



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会